

Ⅷ 答申

第1. 早期閉院（廃院）について

本院の早期閉院（廃院）について、現金枯渇による経営困難化は如何ともしがたく、また、発生する赤字額（見込）が藤井寺市の財政規模に比して過大な金額となるため、誠に苦渋の判断委員会としても想定外の事態ではあるが令和6年3月末で閉院（廃院）するとの市の指示した方向性を選択せざるを得ない尊重するものである。

第2. 利用者への説明について

事務局報告では、既に病床利用率が20%を下回り、外来にも一部制限がかかるなどしていることから、多くの利用者の間に不安が募っているものと推察される。市の正式な方針は、本答申後に取りまとめるものとされているが、一刻も早く状況と対策をまとめ、利用者への説明を行うべきである。その際、利用者が医療難民とならないよう他の医療機関への紹介を行うなど、速やかに必要な処理を開始するよう進言する。

第3. 経営継続の努力について

本院の現状は、既にいつ休院となってもおかしくはない状態であるため、市は、閉院（廃院）時期まで経営を継続していけるように努めるべきである。加えて、病院経営を支える職員への適切な説明を行い、その処遇についても早急に対応策を講じるべきである。

第4. 機能移転・病床譲渡について

早期に再編統合を目指す方向性に則って、即座に機能移転・病床譲渡の交渉に入るべきである。その際、委員会としての附帯意見は次のとおり。

- ① 病床譲渡の交渉に当たっては、入院施設を伴う小児科機能の移転を目指すべきである。
- ② 地域包括ケアの観点から、システムの一端を担う訪問看護ステーションのについて、高齢者等の医療・介護の観点から機能移転を目指すべきである。
- ③ 災害医療センターについては、適切な医療機関への機能移転を目指すべきである。
- ④ その他の現有機能についても可能な限り移転交渉を行うべきである。

第5. 連携病院の確保について

本院の閉院（廃院）に当たっては、市の医療・健康・福祉施策と連携する病院の確保に努めるべきである。その際、当該病院とは地域医療に関する連携協定を締結することが望まれる。

第6. 跡地利用について

本院の閉院（廃院）に当たっては、残される建物と土地の活用について検討すべきである。その際、浸水地域であることを鑑みて、医療以外にも望まれる活用方法がある場合には、積極的に検討を行って地域貢献に努めるべきである。